

平成30年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成30年6月11日（第6日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	小池武敏
水道課長	中村政文	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	笠原政浩	建設課長	喜多忠則
会計管理者	西山里美	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	久原雅紀
白石創生推進専門監	坂本博樹		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6番	前田弘次郎	7番	溝口誠
----	-------	----	-----

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第26号 専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例について）

日程第3 議案第27号 専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程第4 議案第28号 専決処分の承認について（平成29年度白石町一般会計補正予算（第7号））

日程第5 議案第29号 白石町税条例等の一部を改正する条例について

日程第6 議案第30号 白石町通学区域審議会条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第31号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をおとりください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、前田弘次郎議員、溝口誠議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第26号「専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

議案第26号の新旧対照表についてですが、5ページです。新旧対照表の5ページになりますが、今回2項と3項がふえているようになっています。そこでですが、この法人税額の控除というところで、より詳しくなったのかなと思いましたが、旧の改正前では、今現在この2番目と書いてあるところに、法の施行地に本店もしくは主たる事務所、事業所というところがあります。新しくなった左側は、これは国内ですね。

国内法人のところには、主たる事務所もしくは事業所というところがあります。4項めに内国法人または外国法人がというところで、その先の外国法人については以前のもの比べると主たる事務所、事業所というところが見えにくくなっていますが、その点について、外国法人についてはどうなのかということの一つ思いました。そして、町内には外国法人というのがあるのかどうかですね。

その2点とそれからもう一点、9ページになりますが、9ページの延滞金についてのところです。2箇月を過ぎたら延滞金のところが、2箇月前であると控除されるというところだと思いますが、不正とか詐欺、そういうふうなことがしたことで、更正があるべきことが予知されるようであれば、2箇月を経過する前であれば控除されるというふうになっています。となると、何か不正があったとしても、ただ単なる不正じゃない、おくれた場合と同じような適用になるのかなというので、バランスが悪いのかなと思いました。これはもう専決処分ですので、変わることも全然ありませんが、その辺の説明をお願いします。そこでも、白石町については、法人の詐欺とか不正がこれまであったことがあるのかとわかればお願いします、その2点について。

○木下信博税務課長

初めに、内野議員がお尋ねの新旧対照表の5ページの中ほどの48条のところが、これは法人の町民税の申告納付に関する規定が追加されたものでございます。御質問の内国法人、これは読んで字のごとく国内にある法人ということでありまして、48条の第2項のところですけど、「法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有する法人」として、括弧の中で、「この条においては内国法人という」ということとございますので、この項に外国法人は含まれていないということです。3項のほうも同じく「内国法人が」というところから始まっておりますので、この規定については内国の法人のみに適用されるものということになっております。

それと、9ページのほうですね。3項のところに延滞金についての期間の適用についての改正がなされておきまして、この項については平成28年度の税制改正におきまして、延滞金の計算期間等の改正というのが行われていますけど、そのまた改正になっております。

この延滞金の特例といいますか、この期間については、当初の課税を行いまして、税を納付された後、更正の請求といたしまして、いわゆる減額の更正をされる場合がありますけど、これを更正の請求といたしまして、この更正の請求を一旦された後に税務署調査なり、みずから修正ということで増額更正をされる場合がございます、これが当時裁判で、その減額更正があつてから増額更正があつたまでの期間については既にもう納付をしており、それも延滞金の期間に入れるのではおかしいじゃないかという訴訟があつて、ここの部分については改正が行われて、その期間中は延滞金の期間に計算しませんよということで改正がなされておきまして、今回の改正はその期間の明確化がされております。

お尋ねの不正等があつた場合は、この特例といいますか、除算をする期間はしないですよと、不正は不正ということになりますので、それはもう当たり前、納付期限から計算して延滞金を徴収しますよということをごに記載されているものでございま

す。

以上です。

外国法人について、うちの町内のほうに外国法人の方はいらっしゃらないです。

不正の事実があったのを確認しているかどうかという御質問ですかね。今のところ、町内ではそういった不正での確認はとれていないところでございます。

○内野さよ子議員

国内の法人については、主たる事務所とか事業所があるというのはきちっと2項と3項でわかりますが、外国法人については、その規定というのは今回はもう削除されているということになるので、外国法人についてはそういう住所地とかがなくても、4項ですけれども、その辺も先ほどお尋ねしましたが、それはいいんですか。外国法人に関し、2と3は先ほど課長のほうからも国内の分について、4項めについては内国法人も外国法人もということでしたけど、旧前のは外国法人も事務所または事業所というのが入ってる法人となっていますが、外国法人についてはそのところが今度なくなっているような気がするんですが。

○木下信博税務課長

新旧対照表の5ページの下のほうの第4項のことだと思いますけど、それでよろしいでしょうか。右のほうが改正前の規定で、「法の施行地に本店もしくは主たる事務所または事業所を有する法人が」となっているところが、改正で「内国法人または外国法人が」ということで、改正がなされているということでございまして、この中の部分の法人には内国法人、外国法人という記載がないため、ここに内国法人、外国法人が追加といいますか、そっちのほうに改正がされたということでございます。

○内野さよ子議員

2項と3項はあえて内国法人と書いてあるんですよ。しかし、4項めには外国法人がここで出てきているのに、以前は2項に事務所または事業所というのは、やっぱり国内にその事務所とか事業所があるべきなのかなと思いますけど、4項めでそれがなくなっているので、事務所、事業所はあやふやになっているような気がして、お尋ねをしたところです。私が考え過ぎで間違っているのかもわかりませんが、外国法人はじゃあ事務所とか事業所はどうなるのだというところでお尋ねしたところです。ちょっと理解力がないのかもわかりませんが。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

9時42分 休憩

9時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○木下信博税務課長

先ほどの御質問でございますけど、前の右のほうの2項のところに、「法施行地もしくは主たる事業所または事業所を有する法人が」というところが上のほうに改正、左側の2項のほうに切りかわってまして、ここの中で括弧の部分の「以下、条において」、この「条において」は内国法人といいますよというのがここで加わっているということで、内国法人といいますのは、外国のほうに資本があるところが日本のほうに企業をつくられたといった場合も内国法人とみなしますよということでございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第26号「専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例について）」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第26号は承認することに決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第27号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

ここで申し上げます。6月6日開会日の議案第27号の内容説明の中で、一部訂正をしないと住民課長から申し出がっておりますので、これを許可します。

○門田和昭住民課長

開会日の議案第27号の内容説明の折、限度額を改正した場合及び保険税の軽減措置の金額を改正した場合の本町に及ぼす影響額を紹介する際、保険税の算出の基本となります保険税算定数値の年度を平成28年度と申し上げておりましたが、平成29年度の間違いでございます。訂正方よろしく願います。どうも申しわけございませんでした。

なお、試算をしました数値等については変更がありませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ただいまの申し出については、会議規則第62条の規定に準じ、発言訂正を許可する

ことといたします。

それでは質疑に入ります。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第27号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第27号は承認することに決定しました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第28号「専決処分の承認について（平成29年度白石町一般会計補正予算（第7号））」を議題とします。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第28号「専決処分の承認について（平成29年度白石町一般会計補正予算（第7号））」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第28号は承認することに決定しました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第29号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第29号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第30号「白石町通学区域審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

すみません。新旧対照表のところで質問です。

これ、私自身が認識がうまくやってないだけなのかもわからないんですけども、改正案の場合、委員の任期は当該諮問に係る審議が終了する日までとすると、ただし、再任を妨げないということになっているんですが、これは審議が終了する日の前の時点で再任をすることがあるのでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

再任を妨げない規定がございます件は、もし引き続き別件の案件で審議会が立ち上がった場合に、引き続きの委員がおいでになるということを想定しての規定でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○西山清則議員

この条例を見ますと、20名以内でということでございますけども、学識経験者、住民の代表、小・中学校校長、PTAの役員とありますけれども、20名以内でありますけども、何名でもいいでしょうけれども、各代表者は何名ずつおられるのか、それで今まで何回審議会が開かれたのか伺いたいと思います。

○吉岡正博学校教育課長

第3条に20人以内で組織し、その選出の区分としまして学識経験者、住民の代表、小・中学校校長、PTAの役員というふうになっております。ですが、現在のところ、そこまでの規定でございまして、それぞれの該当者数は11校関係となってまいります。それから、過去に開催は平成11年合併当初に1回開催されたのみでございます。

以上です。

○西山清則議員

学識経験者は何名か、住民の代表は何名かがわかればですね。

それと、今までが任期が2年やったんですけども、今回終了するまでということですので、これが5年、10年続いたらそのままずっと続くわけですかね。それとも、途中で体調が悪いからかわりますといったときがあらわれるかもわかりませんので、何年まで、制限が無制限な感じが受け取られますけども、その辺はどうですかね。

○吉岡正博学校教育課長

学識経験者が何人かというふうな御質問と思いますが、まだ具体的にこの人選に入っているわけではございませんで、まず条例の改正のお願いをしているところで、人数は何人ということはまだわかっておりません。

それから、もう一点で任期の問題でございますが、今回の改正は、従来が白石町内の学校全体を把握するための委員会で行っていただきましたけれども、今度は特定の案件を諮りたいと思っております。ですから、特定の案件ですので、それが終了いたしましたら、答申をいただきましたら終わりということですので、一概には言えませんが、5年も10年もかかるという想定ではございません。

○吉岡英允議員

総合的な質問でございます。

これ、先ほどずっとあった議案のあれは法の改正に伴うての改正案だったと思えますけども、今回のこの議案第30号は町の条例というようなことで行って、初歩的な質問ですけども、何で今この改正が必要になったかというふうなことで、最初説明があったときには学校統廃合とは関係ない、別件だというふうなことの説明もございましたけども、今何でこれは改正する必要があるのか、その具体的な説明をお願いします。

○吉岡正博学校教育課長

実は県と諮問をしたいと考えておりますところが、白石小学校の県道北側の区域でございます。この区域が県道を挟みまして南側に白石小学校がございまして、六角小学校の校区となっております。従来より白石小学校へ通学できないかという問い合わせもあっておりましたし、また要望もあっておりますので、検討することにいたしました。それに基づいて、現在の条例では任期が2年ということで行って、この案件が答申をいただければ、一応その案件は審議会としては終了でございますので、任期を答申までという形の改正をしたいということで行って。

以上です。

○吉岡英允議員

私の身近なところのことですのでよくわかりましたけども、それに伴うて、この条例とは関係ないんですけども、部落とか地区割りの件が一番問題になるかと思えます。今までは県道から北のほうは六角小学校に行かれてましたけども、その辺で運

動会かれこれ等々はございます。また、ほかの条例で自治部落は、どこどこの部落はどこどこ小学校と、どこどこの区域は白石小学校内、白石と六角とびしゃつと明文化されておりますので、通学区域以外も関係してくるんじゃないかと思っておりますけども、そこんとこ再度お願いします。

○吉岡正博学校教育課長

今、議員がおっしゃいましたとおり、小学校区というのは歴史、伝統、コミュニティとの関係が非常に重要でございます。また、通学路の安全等の確保の問題もでございます。それで、そのところも含めまして十分な協議が必要ということで、審議を諮りたいと考えております。

○吉岡英允議員

よく審議をお願いしたいと思います。また、小学校の通学の問題でじゃなくて、部落というか集落の生活している上でじいちゃん、ばあちゃん等々も理解をしてもらわんばいかんけん、十分その辺は検討の上審議をお願いしたいと思います。

○草場祥則議員

ちょっと違和感を覚えたというか、学校統廃合の話が出てるのに、この問題は以前からずっと議会でもしていきよったわけですね。それがなぜ今から始めるというようなことになったのか、統廃合が遠のいたのかなという印象を受けますけど、いかがでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

統廃合とは別に考えておりまして、要望があっている件がありましたものですから、検討をしたいということでございます。それで、昨年度、地域の自治会の役員さんたちのほうに御意見をお聞きしましたところ、そういう時代かもわからないということで、検討するというのも御理解を示していただきましたので、検討を始める状態でございます。

○友田香将雄議員

すみません、確認です。

今回の改正案に伴って、今確認しているんですけども、通学区域審議会条例の中に、その委員の方が辞退もしくは例えば行方不明や長期入院されたときのやめるとした場合の対応というのはどうなるのでしょうか。気になっているのが、大体例えば行方不明になられて2年間が過ぎたら次の方を探されるという形になると思うんですけども、今回が区切りがついてないということで、例えば行方不明になられて連絡がつかないとした場合にどういった形の対応が考えられるのでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

通常、御本人さんがおいでになる場合は、本人様から辞任なりの申し出があれば、

それに基づいてということになると思いますが、まず死亡の場合ですけれども、死亡の場合はもう自然消滅ということになります。行方不明の確定がいたしましたら、死亡に準じる形になるかと思います。

○友田香将雄議員

そしたら、例を挙げて、先ほど行方不明の場合を質問させていただいたんですけども、ということであれば死亡認定がされる間は手の施しようがなくなるという形になるのでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

そこは勉強が必要でございますが、基本的に解任の辞令を発するかと思います。以上です。

○草場祥則議員

どうしても納得できないんですけど、こういう問題が出たとき、統廃合を考えていますから、もうそれでいきますというような答えはできなかったわけですかね。というのは、これがなって、またそしたらあっちの北側の方が白石に行くようになって、始まったらもう統合ですよというようなことですよ。ただ、こういう問題はあっちこっちあると思うんですもんね。ですから、これはやっぱしもう、うちは統合を考えておりますので、そっちのほうで対処しますというようなことで考えて、答弁できなかったもんですか。お願いします。

○吉岡正博学校教育課長

ただいまの件でございますが、従来希望がたびたび出てきておりました。具体的にどういうことかといいますと、アパートがございまして、アパートに今度住むことになったんですけど、白石小学校に行けないんですかとか、白石小学校に通うアパートじゃないんですかという問い合わせがたびたびあっておまして、それについてここは六角小学校区ですということはお答えをしておりました。そこもありまして、ここから先は推察でございますが、もしかするとそれが白石町に町外から転入をしてこようと思っている方が、そのアパートだけだったらいいんですが、そしたら白石町に住むのはやめようと思われたのであればマイナスかなと思ひまして、それで人口の流入を図るという意味においては、早くこの件はしたほうがいいかと思ひまして、検討を始めるということでございます。

○中村秀子議員

私も草場議員と同じような感想を持ったところです。教育委員会のほうがどれだけのスパンで、どれだけ真剣に統合に向き合っているのかなというふうな感想を持ったところです。

今の時点で、その子供たちのためを思ってやっているということであっても、あと在学中にまたその小学校が統合されて、福富と一緒にになるとかというようなこと

になれば、また変わるのかと非常にこう先見の、見方の、たったこれに10年先のことも見ていないだろうかというような感想を持つところですよね。やはり安心・安全というようなことは10年先、20年先、将来を見据えた学区の展開だとか、学校教育のあり方だとか、子供たちの通学区域、学校全体をどうしていこうかという視点に立った通学区域の選定というものが必要だろうと思いますので、非常にお困りのことはひしひしとわかるんですけれども、自由学区にするなり何なりという回答が出ようかとは思いますが、やはり今回の回答については、先ほどの議員と同じように、全体的な視野に立ち、長期的なスパンで物事を考えていかなければいけないんじゃないだろうかということですが、どういうふうにお考えでしょうか。その統廃合との関連について、いかがお考えでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

統廃合との関係でございますが、統廃合は今現在検討をしております。ただ、今現在何年にとというのが出てはおりません。それもでございます。そして、こちらの校区の件につきましては、早くから話があつておまして、それで統合よりも別にして、早目にこちらのほうは検討をしたいということです。あくまでも検討でございまして、答えが出ているものではございません、まだ。するかしないかも含めまして、審議を諮ることになっておまして、その審議の中では当然統合の話も出てくる、それから先ほど吉岡議員からありましたコミュニティとの関係も出てくると思っております。以上です。

○井崎好信議員

今、白石小学校区の問題は取り上げられてのことだろうと思っておりますけれども、これは今回審議委員会のほうでお諮りをされて、決定されていくものだというふうに思いますが、この問題は私はどこの校区もある問題と思っております。特に、有明も西小学校あるいは南小学校、ほんの近くに小学校があるとけ、古賀部落に行きや利用せないかんばいかん、山を登っていかんばいかんというような、どこの校区でもそういったもんがあるわけですね。これを認めてしまえば、保護者の要望を受け入れてしまえば、どこでもそういった問題が出てくると思うんですよね。ですから、その辺は慎重に審議をしていただきたいなあという思いです。ほかの校区からはそういった要望はあつてないということですか。

○吉岡正博学校教育課長

議員おっしゃりますとおりに、南小学校と西小学校、それから逆のパターンもございまして、それぞれのところにおっしゃったように学校に近いところに他の校区があります。それで、既に南小学校区は古賀今橋地区、それから西小学校においては水門地区が自由校区となっております。まず、その前例がございまして、それから、六角と白石間につきましても、4つの区域が自由校区という形になっております。まず、その前例があるということでございます。それから、ほかの地域については、現在のところ具体的な要望等がこちらのほうにはあつておりません。

以上です。

○草場祥則議員

教育長にお聞きしますが、いろんな意見を聞きよつたらとても統合はでけんやろうと、私も今気持ちの中は8割でけんやろうということで思っておりますけど、やっぱりやるんだというような意識とといいますか、それを持たないと一つ一つの意見を聞きよつたら、とても統合なんかできないというふうに私は思います。教育長の今の決心のほどをお聞かせください。

○北村喜久次教育長

いろいろ御意見をいただいておりますけど、課長が繰り返し申しておりますように、今回のこの件については統合とは一切関係ございません。

白石小校区の事例を紹介しましたが、この事例につきましては以前から再三あって、せっかく白石町に新たに転入をしようと思ってアパートを注文したけど、目の前の学校に行けないと。そうなんですか、そしたら取りやめますという案がこれまでも数件あったようなんですね。六角校区になってますので、それでこういうふうになってますからと言うのは簡単ですけど、やっぱり新たに白石町に転入をして、白石町民として頑張ろうとしておるところの要望に対して、決まりがこうなってますからということで、一蹴するのはどういうものかと。だから、そういう声がたくさん出るなら、検討の余地はあるだろうということなんですね。だから、統合は統合でまた変わるかもわかりませんが、目の前にそういう願いを持った人がいらっしゃるなら、動いてもいいだろうという考えなんです。だから、統合とは一切関係ございません。そのことを御理解ください。よろしいでしょうか。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

10時12分 休憩

10時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

この審議会の条例ですけども、平成17年になっておりますけども、今までこの審議会、どういう経過で、どういうことをやられたのか、そしてその中身を話していただきたいと思います。

○吉岡正博学校教育課長

過去におきましては、合併当初の時点で会議が開催されて、その時点での校区、現在と変更ございませんが、について確認をなされて、変更が必要かどうかということ

があって、その結果、変更はなしということに結論が出ております。
以上です。

○溝口 誠議員

先ほどありました、今までそういう問題がずっとあった上で、なぜ今までしなかったのかということが一番ネックだと思いますね。約13年間、これはもう先ほど答弁がありました、過去からあったと、切実な問題、今に限ってこういう問題が出たわけじゃないわけです。もうずっと前からこの問題はあるとして、そういう声はいっぱいあったんですけども、この審議があつてないということ自体がもともとどうなのかなという疑問があります。そういうことで、これが新しいスタートといいますか、そういうのできることはよかったですと思いますけれども、そういうことでなぜできなかったのかですね。

○吉岡正博学校教育課長

議員おっしゃるとおり、長年の懸案ではございましたが、今までは歴史とか伝統、それからコミュニティの関係、また通学道路の安全等を検討いたしまして、現状のまんまできていた状態でございます。しかしながら、昨年度、地元の方々とも意見交換をいたしまして、時代の流れとして検討してもいいということではないかという結論に達しまして、始めたいと思っております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第30号「白石町通学区域審議会条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第31号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第31号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで申し上げます。6月8日の草場祥則議員の一般質問の中で、答弁を一部保留していたので、答弁したい旨、長寿社会課長から申し出がっておりますので、これを許可します。

○矢川又弘長寿社会課長

失礼いたします。

6月8日の草場議員の一般質問におきまして、高齢者に係る福祉の相談件数を答弁保留いたしておりました。29年度の相談件数は全体で487件、うち介護保険その他の保健福祉サービスの相談は98件でした。以上、よろしく願います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程を終了しました。

お諮りします。

明日6月12日は議案調査のため休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、6月12日は休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会します。

10時22分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年6月11日

白石町議会議長 片渕 栄二郎

署名議員 前田 弘次郎

署名議員 溝口 誠

事務局長 小柳 八束